

理学院，工学院，物質理工学院，情報理工学院，生命理工学院及び
環境・社会理工学院における学士課程学生の転系事務手続き

理学院，工学院，物質理工学院，情報理工学院，生命理工学院及び環境・社会理工学院において「東京工業大学系所属実施要項」第4条第4項に基づく転系を行う場合の手続きは，以下のとおりとする。

1. 転系の時期

転系の時期は，第1クォーター初日または第3クォーター初日付けとする。

2. 転系の手続き

- 1) 転系を希望する学生は，現所属系の系主任（以下，転出元系主任という）及び転系を希望する系の系主任（以下，転出先系主任という）に申し出て事前に必要な修学上の指導を受けるものとする。必要な指導を経て，最終的に第1クォーター（第3クォーター）に転系を希望する学生は12月28日（5月31日）までに，転出元及び転出先（以下「双方」という。）の系主任に転系の意志を申し出る。
- 2) 双方の系主任は，1月31日（6月30日）までに転系の許可／不許可を決定する。ただし，転系に必要な要件を当該クォーター末において満足する見込みの場合には，「条件付き許可」とする。
- 3) 転系の許可を得た学生は，転出元系主任を経て転系希望願を2月1日（7月1日）までに教務課に提出する。教務課は，関係部局の事務を通じて関係学院に審議依頼を行う。「条件付き許可」の場合には，転系希望願に必要な条件について付記する。
- 4) 学院長は，2月（7月）の学院の教授会までに転出元系主任，転出先系主任，その他関係教員の意見を勘案して転系の許可／不許可を決定する。学院を跨ぐ転系の場合は双方の学院長で協議の上，それぞれの学院の教授会までに決定する。ただし，転出元系ならびに転出先系の定めた要件を当該クォーター末において満足する見込みの場合には，「条件付き許可」とする。
- 5) 学院長が許可と判断したものについては，2月（7月）の学院の教授会（学院を跨ぐ転系の場合は双方の学院の教授会）において，「学生の転系」として審議する。ただし，「条件付き許可」の場合は，「条件付きの転系」として審議する。結果は教務課から学生に速やかに通知する。
- 6) 2月（7月）の教授会において「条件付きの転系」とされた学生については，第1クォーター開始日（第3クォーター開始日）までに必要な要件が満たされているか否かを，転出元系主任が確認し，学院長（学院を跨ぐ転系の場合は双方の学院長）及び転出先系主任へ報告する。必要な条件が満たされている場合は，正式な転系となり，そうでない場合は，転系は取り消しとなる。結果は学生に速やかに通知するとともに，4月（10月）の教授会に報告する。